

## 公正競争ワーキンググループ（第8回）

### 議事録

#### 1. 日時

令和6年6月24日（月）15：00～17：00

#### 2. 開催方法

WEB会議による開催

#### 3. 出席者（敬称略）

構成員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、高橋賢（横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授）、西村暢史（中央大学 法学部 教授）、西村真由美（公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事/IT研究会代表）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）

オブザーバ：

日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官

【山内主査】 それでは、御参加いただきましてありがとうございます。定刻でございますので、ただいまから公正競争ワーキンググループ第8回会合を開催いたします。本日の会議につきましてはウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

それでは、まず事務局から、毎回のことですが、ウェブ会議システムの関係で留意すべき事項について御説明をお願いいたします。

【事務局（田中）】 事務局です。本日は、御発言に当たってはお名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

資料については、資料8－1から資料8－3まででございます。なお、本日の資料には構成員限りの機微な情報も含まれているため、システムにおける表示では傍聴用の資料を投影させていただきます。構成員におかれましては、構成員限りの情報については、あらかじめお送りしております資料を御覧ください。また、御発言いただく際には、当該情報の内容には触れていただきませんようお願いいたします。

以上です。

【山内主査】 よろしゅうございますかね。それでは、議事に入りたいと思います。まず本日は、前回会合の検討についての振り返りを行います。そして、論点整理（案）について意見交換を行うということであります。

なお、本日も、NTTグループとして、NTT東日本及びNTT西日本からも会合に参加していただいております。

それでは、前回会合における主な意見等について、資料8－1、資料8－2ということになりますが、これに基づいて事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局の榎でございます。まず、資料8－1に基づきまして、前回会合の主な意見等でございます。ほとんどが本日の論点整理（案）に入っております意見ですので、簡単に御紹介するにとどめたいと思います。

まず、前回会合冒頭でNTT持株による事業の実施の在り方について御議論いただいたところでございます。

おめくりいただいて、グループに関する公正競争条件ということで、まず1つ目にNTTグループに関する公正競争条件の確保の在り方、2つ目に電気通信事業者のグループに関する公正競争条件の確保の在り方、これらについて御議論いただいたところでござ

ざいます。

また、NTT東西の分離の在り方についても御議論いただきまして、ここまでの論点5に入る前までの前回会合の振り返りでございました。

前回会合のメインのテーマであったのが、この接続ルールの在り方以降の論点5のところでございます。接続ルールの在り方、卸役務の在り方、そして新たな時代におけるネットワーク開放の在り方、禁止行為規制、線路敷設基盤等々がございます。最後のところで、電報事業の在り方ですとか、電話時代の業務の在り方、ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方について御議論をいただいたところでございます。

こういった前回会合の御意見も踏まえまして、本日、後ほど出てまいります論点整理(案)をまとめさせていただいたところでございます。

次、資料8-2に移りまして、前回会合の追加の御質問と御回答でございます。

まず1つ目、NTTへの御質問ということで、まずNTTデータが公社からもろもろの提供を受けていた経緯がありまして、NTTデータの統合についてどう考えるかというところでございます。

NTTからの御回答に関しましては、まず1つ目で、独禁法における企業の結合の審査は、同一企業集団内において結合関係の形成・維持・強化が起こったとしても、他の企業集団等の変動等はなく、市場支配力には影響せず、結果としてユーザ利便を損なうものではないと取り扱われると認識をしているということでございます。

2つ目のところでございますけれども、NTTデータと分離子会社の統合につきまして、以下のとおり、国内SI市場においては、市場支配力やボトルネック性を有する事業者は存在せず、電気通信市場とは異なる市場構造となっていること、また国内電気通信市場においても、NTTデータのシェアや影響力は僅少であること等を踏まえれば、グループ内企業結合に係る事前審査は不要というお考えでございます。

国内SI市場における公正競争の観点といたしまして、次の矢羽根のところからでございますけれども、NTTデータは国内SI市場において市場支配的な地位にはいないですとか、ページをおめくりいただいて、次のところで、SI市場においてネットワークサービスはコモディティ化が進んでいること、そして次の矢羽根で、ソリューション収入全体に占めるネットワーク関連収入規模の割合が小さいこと等々を挙げていらっしゃいます。

最後のポツのところでございますけれども、こういったことを踏まえまして、N T Tデータの公正競争に与える影響等を議論する際には、S I 市場や電気通信市場における市場支配力の有無等を勘案して、実態に即して、具体的かつ定量的な根拠に基づいて議論すべきというお考えとのことでございます。

前回会合の追加質問、もう1問ございまして、電報に関するものでございます。

まずN T Tから、国内電報に関して、仮に規律が緩和・廃止された場合には、事業効率化によって当面は事業を継続する考えということでありまして、現在でも需要の減少が著しく、将来にわたってこうした状況が継続する場合には、撤退を含む抜本的な事業の見直し等を検討することも考えられるということでございます。

他方で、K D D I から国際電報の件でございますけれども、こちらは仮に規律が緩和・廃止された場合には、国際電報サービスを廃止する考えということございまして、廃止に当たっては、適切な周知期間を設け丁寧な周知を行うことで、お客様への影響を最小限に抑えるように努めてまいりますということでございます。

こちらで資料8－1、資料8－2で前回会合の振り返り、以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、今御説明いただいた内容について御質問あるいは御意見がありましたら御発言願いますが、チャットで発言希望と書いていただいて、私から指名させていただきます。どなたかいらっしゃいますかね。

西村暢史構成員、どうぞ御発言ください。

【西村（暢）構成員】 御説明ありがとうございます。私からは、資料8－2の2枚目について御質問させていただければと思います。もしN T Tがここにおられない場合、あるいは答えられない場合は、改めて紙面等でお伺いできればと思います。

質問というのは、2枚目の最初の矢羽根と3つ目の矢羽根の関係性についてでございます。S I e rは、お客様にワンストップで提案するとお書きになっている一方で、3つ目の矢羽根では、公共分野においてはそうではないように読める状況でございますけれども、この関係性はどのように理解すればよろしいのでしょうかというのが質問になります。

併せて、公共分野と、それからそうではない分野とのN T Tデータ等にとって、あるいはS I e rにとっての割合等も、ここでは関係してくるかと思いますので、そういった点も含めて、またお教えいただければと思います。

私からは以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。今のところ、西村構成員のみなので、お答えは、これはNTTからでよろしいですか。

【NTT】 NTT、服部でございます。今の御質問に御回答させていただきます。

まず、矢羽根の1つ目と3つ目の関係について少し補足させていただきます。まず1つ目の矢羽根については、S I e rの業態の一般的な状況をお示したものです。公共分野に限らずS I e r分野全体ということで申し上げますと、ソリューション全体の中のネットワークのパートも含めてワンストップでお応えできるように、通信サービスをリセールできる契約を整えて、S I e rとしてワンストップで提供するということを志向して、各S I e rともネットワークサービスを提供できる体制を整えていくのが、これが一般論でございます。

その上で、公共分野で最近見られる傾向として、そのソリューション全体の中で通信サービスとそれ以外の部分を分けて分離入札を行うというケースが見られるということがあって、そういったケースでは、ワンストップということではなく、それぞれに分離されたケースについて、S I e rがソリューションのネットワーク以外の部分に入札、応札する一方で、通信事業者がネットワーク部分について応札するという入札の形態というのも導入されているということを公共分野について申し上げたところです。

分野別の受注の割合みたいなものは、各S I e rによって得意不得意がありまして、一概に各S I e rとも何%の比率ということは、なかなか申し上げにくいのかなと考えております。

【山内主査】 よろしいですかね。西村構成員、よろしいですか。

【西村（暢）構成員】 よく分かりました。入札に関しては、入札仕様書にもよるかと思いますが、ネットワークとシステムの関連性とか、実際の入札状況というのに関わってくるかと思います。非常に機微にビジネスセンシティブな情報でもございますので、その点は、また別の機会を捉まえて考えさせていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、林構成員、どうぞ。

【林構成員】 名古屋大学の林です。NTTにおかれましては、丁寧に御回答いただきまして誠にありがとうございました。

1点、私も質問ございまして、資料の8-2の1ページ目の御回答の部分なんですけ

れども、確かに独占禁止法上の企業結合審査の観点からすると、ここにお書きのところかなとも思うんですけども、他方で聞きたかったことは、独禁法上の企業結合審査、事前審査の観点だけではなくて、総務省による市場検証会議、これ制度的に位置付けるべきだという議論、このワーキンググループでもやっておりますけれども、その市場検証会議での検証、この問いについて、どのようにお考えかということについても、併せてお示しいただければ幸いです。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。NTT、いかがでしょうかね。

【NTT】 回答の趣旨と今の独禁法の規定について引用した趣旨について、もう一度御説明差し上げますと、冒頭に独禁法での整理について申し上げたのは、あくまで、こうした企業結合に際して一般的な評価がどのように行われているかということを冒頭に申し上げたということでございます。

それ以降S I e r市場におけるNTTデータの立ち位置ですとか、あるいはS I e r市場とネットワークサービスというものがどのように取り扱われているかというのを申し上げたのは、この独禁法による考え方を補強したというよりは、まず独禁法に関する考え方を冒頭に申し上げた上で、それはそれとして考えて、それは脇に置いて、今回、NTTデータが固有に取り扱われた場合に電気通信市場にどういう影響があるか、逆に電気通信市場のサービスを一体として提供した場合にS I e r市場にどういう影響があるかというのを個別に、私どもとしての考えを申し上げたもので、この市場検証会議の観点でいうところを、どこまで細かくお答えすべきなのか、ちょっと私ども考えあぐねているところはあるんですが、S I e r市場とネットワーク市場、これを兼ねることの影響というのを両方の市場の側面からお答えした次第なんですが、これを超えて何かコメントすべき部分があるということでしょうか。

【林構成員】 ありがとうございます。私、1ページのところを拝見すると、独禁法の観点がいろいろ書かれていて、聞きたかったことの一つは、公取の審査がどうあれ、市場検証会議等で、まさに市場を画定して、そこでの市場の状況というのを定点観測的にウォッチするという場を総務省でもやっていますので、さらに前広に、独禁法の観点だけじゃなくて、さらに広く公正競争、周辺領域も含めて見ていくということについて、2ページで書かれているのはそういう趣旨だということ、今回、御回答で理解できたんですけども、そこについてちょっと敷衍して確認しておきたかったということでございます。

ます。

【NTT】 そうした趣旨であれば、今、林構成員に補足いただいたとおりに思います。

冒頭は、あくまで独禁法に関する考えを述べたもので、2ポツ目以降が、それを超えて検証することの必要性について、ネットワーク市場あるいはS I e r 市場それぞれの面から申し上げたと御理解いただければと思います。

【林構成員】 よく理解できました。ありがとうございました。

【山内主査】 よろしいですね。ありがとうございました。

その他、いかがですかね。よろしゅうございますか。今日、全体の議論もございまして、またその中で御発言いただくとして、それでは、議事を進めさせていただきますが、論点整理（案）について、次に議論したいと思います。

公正競争ワーキンググループの検討項目について、前回会合までで一応一通り議論いただいたところとっております。それで、事務局でこれまでの議論内容を項目ごとに整理して、論点整理（案）としてまとめていただきました。この論点整理（案）について、本日議論を行っていただきたいと思います。それでよろしければ、このワーキンググループの親会であります通信政策特別委員会に報告をすると、こう考えております。

つきましては、本日の意見交換で、論点整理（案）の内容についての御意見、あるいはその各検討項目に対する追加の御意見、これがあればいただくというのが目的ということになりますね。

それでは、これ論点5つあるんですけれども、論点ごとに事務局説明、それから意見交換、この順番で進めていきたいと思います。

それで、まず第1の論点であります、これは公正競争の確保に関する基本的な考え方についてであります。資料8－3に基づいて事務局から御説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。資料8－3に基づいて論点整理（案）の御説明を差し上げます。

まず全体的な御説明で、目次を御覧いただければと思います。先ほど主査からも御説明ありましたとおり、論点1から5まで、それぞれ御議論いただければと思います。その冒頭に、公正競争の確保に関する制度等の概要ということで、現行制度の概要を大きくまとめてございますので、論点1の御説明の前に、そちらを少しだけ説明させていた

だければと思います。

こちら、まず2ページ目からが、その制度の概要でございます。全部で3枚になっておりまして、1枚目が総論で、2枚目がNTT法の概要、3枚目で事業法の概要という3枚物でございます。

まず1つ目、総論に関しましては、最初の方、事務局からの説明、第1回でもありましたとおりでございますけれども、まず1つ目、電気通信事業に関して、高い公共性ですとか自然独占に向かいやすいといった特性があり、このような中で公正競争を確保するための措置を講じて、高度で多様なサービスがより低廉かつ良質なものとして普遍的、安定的に提供されるようにする必要があるということでございます。

②に移りまして、NTTに関しては、線路敷設基盤を電電公社から承継し、電気通信設備について高いシェアを有しているということを踏まえまして、これまで公正競争を確保するために構造規制と行為規制が課されてきたところでございます。

最後3つ目、具体的にはということで、電気通信事業法、そしてNTT法、これらが両輪となって公正競争が確保されてきたということでございます。

次の3ページ目が、総論の2つ目、NTT法等についてでございます。これも1から3までが主に時系列になっておりまして、①のところから、電電公社の民営化をスタート地点として、NTTについてこれまでグループ内での分離ですとか会社の再編成が行われてきて、その際に累次の公正競争条件等が課されてきたというのが①でございます。

時代下りまして、②のところがNTTの再編成において、地域と長距離の分離ということと、あと持株体制に再編成されたということでございます。

③が、その際ということで、地域の部分につきましては、比較競争ですとか直接競争の観点でNTT東西に分離をされたというのが③でございます。

④以降が現行の業務範囲規制等でございます。④に関してが持株の業務範囲、⑤に関してが東西の業務範囲、そして⑥に関しては、東西の本来業務を行うに当たっての自己設置要件、そして電気通信設備等に関する重要な設備の譲渡等の認可に関する御説明でございます。

現行制度の概要、最後3つ目の電気通信事業法についてでございます。①は総論ですので飛ばさせていただきます、②以降が主に3つ分けてございます。

まず1つ目が②のところ、ネットワークの開放ルール等ございまして、接続と卸の概要、そして③で禁止行為規制を御説明してございます。

次に④、⑤に関してが線路等敷設の円滑化に関する制度ということで、電柱等利用に関するガイドライン、そして⑤のところで公益事業特権について御説明をしております。

最後⑥、⑦に関して、業務等に関する規律ということで、⑥が現在の電気通信事業法の大枠の立て付けの御説明、そして最後7つ目がプライスキャップ規制、電報の事業に関する御説明ということでございます。

以上、駆け足でございますが、このように現行制度の概要をまとめておりまして、それを踏まえて論点を1から5まで整理をしているというものでございます。

まず、論点1に関してでございます。論点案の一覧という形で、他の論点も、このようなまとめのスライドを載せておりまして、後ろのページで、それぞれの論点に関する構成員、事業者の皆様からの御意見を並べているという構造にしております。

論点案の一覧で御説明差し上げますけれども、まず論点1、公正競争の確保に関する基本的な考え方でございます。

基本的な考え方①といたしまして、「構造規制」と「行為規制」による「サービス競争」と「設備競争」の促進でございます。林構成員からも以前プレゼンをいただきましたとおり、公正競争の確保に当たっては、以下の考え方を基本としてはどうかという整理でございます。

通信サービスに関しましては、①のところで、利用者のニーズに応じて「サービスの多様化・高度化・低廉化」を図るとともに、技術の進展に応じて「ネットワークの高度化」を図ることが重要であると。

そのために、Bのところ、「サービス競争」「設備競争」が図られることが必要であると。

Cのところで、ただし、電気通信事業の特性やN T Tの現状を踏まえますと、市場原理のみに委ねては公正な競争の確保が困難な場合には、構造規制や行為規制を課すことが必要であると。

これによって、Dのところで、「サービス競争」と「設備競争」を促進し、「サービスの多様化・高度化・低廉化」と「ネットワークの高度化」を実現していくと。以上の考え方を基本としてはどうかというのが基本的考え方①でございます。

他方、②のところにしましては、公正競争を確保するための検証の制度的担保というものでございまして、公正競争の確保のために透明性をもって規制の遵守状況や市場環境を不断に検証し、必要に応じて規制の在り方を見直していくことが不可欠であると

ということから、検証の透明性の一層の確保ですとか、措置の実効性の確保のために、検証の枠組みを法的に位置付けることが必要との意見が多かったが、どう考えるかという論点にさせていただきます。

論点1に関しては、以上2つの論点でございます。

【山内主査】 どうもありがとうございました。それでは、今御説明いただいた論点1、これに関連して質問、御意見ということでお願いいたします。皆様の過去にいただいた御意見がいろいろつづってありますので、参考にしていただいて、追加的な意見とか、あるいは強調すべき意見とか、この辺でお願いしたいと思いますが、どなたか御発言いらっしゃいますかね。

高橋構成員、どうぞ。

【高橋構成員】 高橋でございます。この論点1のところでは、おおむねこれでよいと思うのですが、やっぱり基本的考え方の①というところですけど、NTTの線路敷設基盤があつて、その上にアクセス回線が乗っていてということは、他の事業者も含めたサービスの提供に必要不可欠なので、この公正競争の確保ということから言ったらば引き続き、バランスをどう取るかはまた議論があるんでしょうけれども、構造規制と行為規制の両方が必要だと思います。

以上、コメントです。

【山内主査】 ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。今ここで御発言。

林構成員から出ましたね。どうぞ御発言ください。

【林構成員】 考え方の②のところなんですけれども、公正競争を確保するための検証の制度的担保というところでございます。先ほども資料8-2でNTTとやり取りさせていただいたところともかぶるんですけれども、公正競争を確保するためには、事業活動や規制を市場の環境の変化に応じて適正化して、公正競争を確保するための検証の枠組みというものを法的に位置付けるべきだということ、繰り返して強調させていただきたいと思います。

具体的には市場の画定というものがベースにあつて、これがPlanだと思いますけれども、それを基に評価をして制度を運用していくと。PDCAサイクルのDoという部分です。その上で市場評価であるとか、あるいは規制の遵守状況であるとか、実効性の検証であるとか、こういったCheckを回して、最終的には得られた知見を評価・検証結果の公表であるとか、あるいは制度の見直しという形でのActionという形

で、一連のものとしてP D C Aサイクルを回していくということが大事だと思います。

その際には、先ほども議論があったところですけど、独占禁止法の評価は、それはベースにしつつ、それに限定されず前広に、様々な要素、通信政策に関わる要素を評価していくことが大事なのではないかと思います。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

大谷構成員、どうぞ。

【大谷構成員】 ありがとうございます。基本的に、これまで御意見が出たところについての賛同意見という形になりますけれども、行為規制と構造規制の両輪でこれまでの規制というのは、電気通信事業についての競争環境というのが整えられてきたと。それを前提に競争事業者のイノベーションというのも進んできたという現状、これまでのNTTの持っている基幹インフラの所有者、保有者、運営主体が変わっていないということを見ますと、これを変える必要は基本的にはないと思っています。両輪のうち、どちらかが外れてしまうことで大きな変動をもたらすことがどんな事態を引き起こすことになるのかというのは、むしろ予測もつかないことだと思いますので、この両輪をもってサービス競争、そして設備競争を促進していくということが今、期待されていることではないかと思います。

また、基本的考え方の②についても、これまで複数回議論されてきたことではありますけれども、検証の場というのは、今までも、アドホックなものも含めると、様々な論点でいくつも設けられてきたわけですが、やはり今後その構造規制、行為規制というのが十分に機能しているのかというのを定期的にモニタリングするための仕組みとして制度的な立て付けを明瞭にしていくということで、関係する事業者にとっての予測可能性を高めていくという効果が期待できるのではないかと考えております。その意味で賛同という趣旨でございます。

私から以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。他は、よろしいでしょうか。

一応これで進めさせていただきます。それで、何かありましたら後ほど、また御発言願います。それからオブザーバの方については、全体議論が一通り終わったところで御発言をいただくことにしたいと思います。

それでは、論点の2、NTT東西の通信インフラの在り方、これについて御説明をお

願いたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。論点２のＮＴＴ東西の通信インフラの在り方についてでございます。10ページ目、今、映しておりますところを御覧いただければと思います。

大きく柱が３つございまして、まず論点２－１でＮＴＴが果たすべき役割とその線路敷設基盤、電気通信設備の在り方、おめくりいただいて、次の柱が論点２－２でアクセス部門の運営主体の在り方、最後３つ目がＮＴＴ東西の分離の在り方についてでございます。それらについて御説明申し上げます。

まず、論点２－１について３つございます。

まず１つ目、ＮＴＴが果たすべき役割のところでございます。線路敷設基盤につきまして、全国津々浦々に保有するのはＮＴＴのみであって、これらに関して開放ルールがあるものの、様々な要素を考慮しますと、設備競争には一定の限界があるというところでございます。ＮＴＴが線路敷設基盤を維持・活用して電気通信設備を高度化することによって、高度で多様なサービスを提供する役割を果たしていくことが求められるという意見が多かったところ、どう考えるかというのが、まず①でございます。

次に②のところ、ＮＴＴ東西の線路敷設基盤の確保・維持でございます。これについて従来御議論いただきましたとおり、現在、線路敷設基盤の譲渡、担保等については特段規制が課されていないという状況でございますが、これらの適切な維持については、我が国における通信の安定的な提供等の確保に極めて重要であることですか、設備の高度化等を図る観点から重要であるという御意見がございまして、線路敷設基盤等の譲渡等につきましてルールが必要という御意見があったことを踏まえて、線路敷設基盤に関する規律の在り方についてどう考えるかというのが論点２でございます。

１つ目の柱、最後３つ目、ＮＴＴ東西の電気通信設備の確保・維持についてでございます。ＮＴＴ東西の電気通信設備については、自己設置要件ですとか重要設備の譲渡の認可が設けられていて、自己設置要件に関しては、他者設備の利用が限定的に、ある意味、例外的に認められているというところでございます。

これに関してＮＴＴから、設備のシェアリング等による効率化を図れないという御意見があって、一方で構成員や競争事業者からは、電気通信設備の高度化を図る役割が求められる中で自己設置要件は原則として維持すべきという意見が多く、さらに、業務範囲規制の見直しに伴い、あるいはユニバーサルサービスの効率的な提供等を図る観点か

ら自己設置要件の例外追加も考えられること等を踏まえまして、自己設置要件等の在り方についてどう考えるかというのが③でございます。

次、論点移りまして、論点２－２のところでございます。アクセス部門の運営主体の在り方について、これまで複数回、御議論いただいたところでございます。そちらで出されました御意見を１）から３）まででまとめてございます。

まず１）に関して、競争事業者からは、ＮＴＴに対する構造規制が維持されない場合には、アクセス部門の資本分離が必要という御意見が多数ございました。

次、２）に関しましては、アクセス部門を分離する案に関しては、結論といたしまして、費用対効果の観点から慎重な御意見が多数ございました。

その観点につきまして、ＡからＤでまとめてございます。

まず１つ目、Ａに関して、設備競争の観点からは設備競争の後退が懸念されるという御意見、次にＢ、サービス競争に関して、こちらに関しては利用の同等性の確保が一層徹底されることによってサービス競争に資するという御意見、次、ＣとＤがフィージビリティの観点から御議論いただいたところございまして、まずＣのところ、分離に伴うコストに関してはイニシャルコストやランニングコストが多大であるという御意見、最後、Ｄのところ、既存株主への十分な配慮が必要であるという御意見でございます。

これらを踏まえて費用対効果の観点から慎重な御意見が多数あったところでございますが、最後３つ目のところ、構成員から、そもそものアクセス部門の分離の趣旨であるＮＴＴ東西と他事業者との間の同等性の確保、これが他の手段でどのように確保されるかを併せて検討すべきという御意見も複数あったところでございます。

こういったことを踏まえまして、ＮＴＴ東西のアクセス部門の運営主体の在り方についてどう考えるかという論点が、この大きな柱の２つ目でございます。

移りまして次、大きな柱の３つ目、最後のところでございます。ＮＴＴ東西の分離の在り方についてでございます。これに関してＮＴＴからは、ＮＴＴ東西の統合が経営の選択肢となるよう見直すべきという御意見があった一方で、構成員等からは、ＮＴＴ東西が統合されることによって設備競争が減退してしまう懸念でありますとか、コスト構造の観点から、コスト構造の比較・検証のために東西分離を維持すべきという御意見が多かったところ、東西分離の趣旨や接続料・卸料金の差異の状況、公正競争に与える影響やＮＴＴ東西の経営の状況、さらにコスト改革等のために他に採り得る手段等を踏まえて、ＮＴＴ東西の分離の在り方についてどう考えるかという問いでございます。

これらNTT東西の通信インフラの在り方について、以上3つの柱を立てていただきます。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、論点2について、通信インフラの在り方、御質問、御意見伺いたいと思いますが、いかがでございましょうね。

論点2のところですかね、アクセス部門の分離がかなり慎重な意見が多かったとおっしゃるけれども、そのための同等性の確保ということですかね。

高橋構成員、どうぞ。

【高橋構成員】 高橋でございます。コメントいたしますと、論点2-1で①の、ちょうど今出ていますけど、NTTが果たすべき役割というところで、2-2でも出てきて、今、山内主査からお話ありましたけど、アクセス部門の分離があまりコストベネフィットの観点でよろしくないということなので、引き続きNTTがしっかり線路敷設基盤を維持して他事業者に開放するということが重要で、NTTの役割としては、ここにある線路敷設基盤の維持や高度化を位置付けるというのは、これに賛同します。

もう一つ、この2-1に関してなんですけれども、③のところですね。自己設置要件のところで、自己設置要件の例外の検討というのはどうするかということで行くと、ここに書いてある単なる設備のオフバランス化とかというのは、線路敷設基盤の有効活用だとか、電気通信設備の維持とか高度化という観点から、慎重に検討すべきだろうと思います。

もう一つ、2-3のところでNTT東西分離の在り方なんですけれども、私も前、発言しましたけれども、重複のためのコスト削減、いろんな間接部門の重複があって、重複のコストが多大だということで、そのためにはグループ内のシェアードサービス会社の活用とかをとことんやってほしいということで、現時点では統合は認めるべきではないと思いますが、これから人口減少も厳しくなっていて、生産労働人口も減っていくという中で、ひょっとしたら状況が変わると東西統合というのが必要となってくる場面もあるかもしれないので、そのときにはまた、公正競争への影響を勘案しつつ、改めて検討する場が将来的にはあってもいいのかなと思います。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、次に林構成員、どうぞ。

【林構成員】 ありがとうございます。論点2でございますけれども、まず13ページのN T T東西の線路敷設基盤の確保・維持、重要設備の譲渡認可の話でありますけれども、この重要設備の譲渡の認可対象に線路敷設基盤を追加するというだけではなくて、どういう場合に認可の対象とするかということも見直すべきではないかと思います。

というのも、現行の重要設備の譲渡の認可というのは、重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときとN T T法14条にも書かれておりまして、対象が譲渡と担保に限定されております。

今後、メタルの縮退に伴って、メタル回線とか線路敷設基盤を、譲渡とか担保ではなくて、廃棄するという場合も考えられるところであります。仮にメタル回線を廃棄したとしても、その下に敷設されている線路敷設基盤というのは、他事業者が光ファイバの設置等のために利用する可能性もございますので、そういうことを踏まえたと、廃棄等の処分をするという場合も、これを認可の対象にしておくべきではないかと思います。

そもそも譲渡、担保に限定されていたのは、まさに右肩上がりの時代には廃棄をすることはあまり想定されていなかったんだと思うんですけれども、今後、縮退という話が現実味を帯びてきますと、そういう話も出てこようかと思しますので、それはまさに有効利用の観点から、その都度都度にチェックしていくということが大事なのかなと思います。

これが1点目でありまして、2つ目は、③のN T T東西の電気通信設備の確保・維持、自己設置要件の話なんですけれども、そもそもN T T東西の本来業務が、N T T再編時に想定されていたメタル電話から、光電話であるとか、F T T Hであるとか、あるいはモバイルのエントランス回線の提供であるとか、技術やサービスの進展に伴って、N T T東西自身のサービスだけではなくて、M N Oのモバイルサービスの提供にも不可欠な回線を提供するものになってきたと理解しています。

そう考えますと、例えばN T T東西の光回線が縮退すれば、M N Oのモバイルサービスの縮退も想定されることにならないかということも私は気になるところでございまして、特に光回線というのは、先ほど申し上げました線路敷設基盤と併せて日本の通信の根幹ともいえるわけですので、まず、この点を前提に置いた上で、この本来業務ということは、適切かつ安定的な電気通信役務提供確保を図るということから必要なものでありますので、そのためには、あくまで原則としてではあるんですけれども、引き続き自己設置要件というのは維持することが必要なのではないかなと。原則は自己設置要件

を維持することは必要だと思います。

私、公正競争の観点から以前、自己設置要件の緩和とか撤廃は東西統合にもつながり得る話なので効率化の観点とは切り離して考えるべきではないかと申し上げたんですけれども、それだけじゃなくて、日本全体の通信の安定確保も考慮すると。これはユニバの観点も入っていると思うんですけども、そういう観点も考慮することが必要だと思います。

ただ、原則はそうなんですけど、例外として、県域業務規制が撤廃された場合の県間設備であるとか、これはユニバの議論次第ではあるんですけども、ブロードバンドにおけるモバイル等の連携の部分について、これについては例外として認めてもよいのではないかと思いますので、そこは柔軟に考えていくべきだと思います。

すみません。長くなりました。以上です。

【山内主査】 ありがとうございました。

次にソフトバンクから発言希望なんですけれども、大変恐縮です。今日は取りまとめに入っていますので、構成員による検討を優先して、全て終わってから、先ほど申し上げたように、オブザーバの方の御発言にさせていただこうと思っています。

それでは次、大谷構成員、どうぞ御発言ください。

【大谷構成員】 ありがとうございます。大谷です。ちょっと難しい論点ばかり続いているんですが、先ほど林構成員から御意見のあった重要設備譲渡の認可のケースということで、確かに廃棄する場合という、その処分に対する公正競争等の影響、それを鑑みますと、処分も認可の対象とすべきという御意見には賛同するものです。そして、重要設備であるとか線路敷設基盤の確保・維持というのが、NTTが今求められている役割の一つだということを明確にするために、やはりNTTが求められる役割として明文化しておくことが必要ではないかと思います。

ただ、実務上は、これまでもメタル回線などの一定の規模の廃棄処分などは、これまで自由に行われてきていたというか、設備の更新のために必要なものは実際に行われていたということです。やはり程度問題だと思っております。何もかも全て認可の対象とするのではなく、やはり他の事業者に対する影響が発生しそうなものに、ある程度限定して、その認可の対象とするという運用が必要になってくると思います。

ただ、運用ルールというのは、これから具体的に議論するとしても、基本原則となるNTTの果たすべき線路敷設基盤の維持等の役割というのは、明確にこの際、コンセン

サスを得ておくことが必要ではないかと思っております。

それからもう一つ、アクセス部門の分離ということについて、図らずも、かなり議論をさせていただいたんですけれども、今回の検討結果というのは、費用対効果であるとか、株主への影響などの観点から、かなり慎重論に傾いたとは理解しております。

ただ、アクセス部門の分離というのは、かなり重要な政策の選択肢の一つだと理解しております、それはNTTと他の事業者の間で線路敷設基盤等の利用の同等性を確保するということを実現してきたというのは、やはりいざとなればアクセス部門の分離もあり得ると、選択肢にあるということも一つの理由になってきていたと思います。ですので、利用の同等性というのを確保するために必要があれば、また改めて、こういった議論は出てくるという、そういう必要性があるんだということは引き続き強調しておきたいと考えております。

そして、NTT東西の分離についてなんですけれども、これまでいろいろ御説明があったように非効率という課題はもちろんあるんですけれども、それ以上に東西分離による意義が高いというのは、これまでの御説明によって理解してきたところです。特に設備競争を促進するために不可欠であることであるとか、そういった意義が、その価値の方が上回る場合には、NTT東西の統合による効率性という利益は、やはり劣後するのではないかと考えております。

そしてまたコスト改革というのは、いずれ必要になると考えておりますけれども、前回確か御提案が出ていたと思いますけど、バックオフィス業務の共通化であるとか、あるいは他の部分、兼務などの柔軟な規制緩和ということも、他にも方法があり得ると思っておりますので、現時点では東西の統合の必要性は極めて低いと理解しております。

私から以上でございます。

【山内主査】   ありがとうございます。

次は矢入構成員、どうぞ。

【矢入構成員】   恐れ入ります。今回のこの論点、3つございます点、非常に納得しております。私は技術屋ですので、どのように今後イノベーションが進展していくのか、技術の健全な発展の在り方として今の現行制度がいいのかどうか、そういう観点で参加させていただいておりましたが、NTT東西のアクセス部門を分離するという話は非常に話としては面白くて、それを独立させた上で、各通信業者が同等の立場で、その上で、いろいろな競争、それから開発をしていくというのは、なかなか理想的で面白いなと思

いました。

ただ、それが現状の技術動向においては非常にコストがかかってしまう、独立することに対して現実的ではないほどのお金がかかってしまうというのは非常に今回の議論でもよく分かりまして、そういう意味では、現在のN T T東西を分離した状態で、そしてユニバーサルサービスなどの様々なそういう制約を課しているというのは準最適解として非常に重要ではないか、と今回皆さんとの議論を通して納得いたしました。

今後、技術動向が変わって、今、線路敷設基盤とされているものがもう古くなって要らなくなる時代というのも来ると思うんですね。そのときに、またどういう議論になるか。そのときに、また分離とか、統合とか、そういう話が出てくるのかなと自分自身は理解しております。ありがとうございます。

【山内主査】 ありがとうございます。他にいらっしゃいますかね。

それでは、次に進ませていただきますが、論点3ですね。論点3はN T T東西等の業務の在り方についてであります。これを御説明お願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。論点3につきまして御説明差し上げます。こちら大きく柱3つございます

まず1つ目はN T T東西の業務範囲（本来業務）の在り方、2つ目がN T T東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方、最後3つ目がN T T持株の事業の実施の在り方でございます。

まず1つ目、N T T東西の業務範囲（本来業務）の在り方について、大きく2つ論点でございます。

まず1つ目が県域業務規制の在り方についてでございます。県内通信・県間通信を区別する競争上の意義が、もろもろの状況変化を踏まえますと希薄化しているということ踏まえまして、県域業務規制は見直すことが適当という御意見が多かったところ、県域業務規制を見直すこととしてよいかというのが1つ目。

2つ目が県域業務規制を見直す場合の本来業務の在り方についてでございます。こちらに関しては、N T T東西が全国的な敷設基盤を有することに鑑みれば、その上に設置された固定アクセス回線を用いるサービスの提供に係る業務を基本とすべきであり、さらに移動通信業務やI S P業務等は引き続き禁止すべきという御意見が多かったところ、県域業務規制を見直す場合のN T T東西の本来業務の在り方についてどう考えるかというのが2つ目でございます。

以上、1つ目の柱でございまして、次、2つ目の柱で、N T T東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方についてでございます。

まず活用業務についてということで、1つ目、実施要件でございます。これについて、皆様御案内のとおり、本来業務と公正競争への支障がないことを今要件として事前届出により実施可能であるところ、N T Tから、電気通信業務以外の業務が柔軟に可能となるように見直すべきという御意見があった一方で、構成員からは、実施要件に関して維持すべきという御意見が多かったことを踏まえて、活用業務の実施要件についてどう考えるかというのが、活用業務に関する1つ目の論点でございます。

おめくりいただいて、活用業務の2つ目の論点が確認方法でございます。これに関しては今、実施要件の確認は事前届出を受けて行っているということでございますけれども、構成員から、当該確認の要件が詳細であること等を踏まえ、当該要件について業務の内容に応じて類型化・簡素化することですとか、確認方法について事前規制から事後検証に見直すことが考えられるとの御意見、あるいは検証を行う場合には、その場に法令上の根拠を与えるなど担保が必要という御意見があった一方で、手続が簡素化・効率化されて柔軟に実施可能となった場合に公正競争に与える影響を懸念するという御意見もあったところでございます。こういった御意見を踏まえまして、活用業務の確認方法についてどう考えるかというのが、活用業務に関する2つ目の論点でございます。

最後、地域電気通信業務以外の業務の在り方のところで、目的達成業務等の在り方でございます。この目的達成業務と業務区域外の地域電気通信業務に関して、書いてございますとおり、そういった観点から認められている業務でありますけれども、これらを実施する場合の手続等についてどう考えるかということを目的達成業務等の在り方に関する論点としてございます。

柱移りまして、最後、3つ目の柱のところでございます。N T T持株の事業の実施の在り方でございます。

これに関して前回も御議論いただきましたとおり、N T Tから、電気通信事業以外の分野において「研究成果の事業化」を可能とするように見直すべきという御意見がありまして、基礎研究を行うN T T持株本体が事業化を行う方がより効率的であるという御意見があったところでございます。

これに対して構成員から、「事業化」と「事業拡大」の境界につきまして、その判断が困難で法の適用対象が不明確になってしまうという御意見ですとか、両者を線引きして

しまうと逆に事業の失敗のリスクがあるという御意見がございました。また、NTT持株が仮に事業を実施する場合については、本来業務や公正競争に支障がないことが重要であって、それを担保するために、様々な方法によって事前・事後ともに審査・検証が必要であるという御意見があったところ、NTT持株による事業の実施の在り方についてどう考えるかというのが最後、3つ目の柱の部分でございます。

以上、3つの柱を立ててございますNTT東西等の業務の在り方について御議論いただければ幸いです。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、業務の在り方について、これについて御意見を伺いたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。

西村構成員、どうぞ。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。私からは25枚目の活用業務の実施要件についてコメントでございます。

27枚目の電気通信業務以外の業務を柔軟にできるようにする手続、これを見直すというのであれば、それは一定程度必要な場合も出てくるかとは思いますが、実施要件のみに関して申し上げますと、やはり本来業務、それから公正競争に支障が生じないというこの2つの要件、これは堅持すべきと現在においても考えております。

私からは以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

林構成員、どうぞ。

【林構成員】 林です。度々恐縮でございます。2つございます。

まず論点3-1の本来業務の在り方についてでございますけれども、実態に鑑みますと、②で書かれてありますように、地域業務規制を見直す場合、本来業務は、NTT東西が全国的な線路敷設基盤を有することに鑑みれば、その上に設置した固定アクセス回線を用いるサービスの提供に係る業務、これを基本にすべきだとの考え方は合理的であると私も思っております。賛同いたします。

一方で、仮に法律上、従来の地域電気通信業務という書き方から固定アクセス回線を用いるサービスに係る業務と変更する場合であっても、ここの部分というのは、単にその公正競争の確保という観点だけでなく、いわばNTT東西がこれまで担ってきた日本の通信の安定的な提供を確保する、そういう観点から、その対象を明確化するとい

う、そういう視点も入った方がいいんじゃないかなとちょっと思いました。

その観点からしますと、具体的なサービスですね。その固定アクセス回線を用いるサービスに係る業務といった場合の具体的なサービスの中身ですね。これはメタルから光とか、F T T Hとかへ進んでいるわけですが、こういった具体的なサービスを、例えば施行規則などで規定するなどして、限定したり、明確化したりするということも一案ではないかなと思います。それが1点目です。

2点目は、論点3-2の東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方ですが、目的達成業務等の在り方、③のところですが、この点については、このワーキンググループでも、本来業務の議論と活用業務の議論はいろいろやってきたように記憶しているんですけども、その議論に隠れてと申しますか、この目的達成業務等について、あまり正面から議論してこなかったきらいがあるかと思います。

翻って考えてみますに、目的達成業務であるとか業務区域外の地域電気通信業務というものは、本来業務と活用業務のいわば中間に位置付けられる業務と考えられますので、考え方としては、活用業務の実施要件とか確認方法、それと同じか、それよりも緩い規制とすべきではないかと考えております。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

実は今、御指摘の29ページのところで、目的達成業務等の在り方を見ていくと、下のところで、意見があまり出ていないということで、まさに林構成員言われるように、それほどその議論が活発に行われたわけではないという感じは持っています。それで、逆にこういうところについては、今、林構成員も御意見いただきましたけども、まとめに向かって積極的に御議論いただく、そういうことだと思っておりますので、他の方も何かあれば御発言願いたいと思いますが、いかがでございましょうね。よろしゅうございますか。今ここでということでもなくて、また必要に応じて、最後にまとめてでも結構ですので、御発言願えればと思いますので。

それでは、一応、議事は進めさせていただいて、次が論点4、N T Tグループに関する公正競争の確保の在り方についてという。

相田構成員、あれですか。今の件ですかね。相田構成員、どうぞ御発言ください。

【相田構成員】 あまり大した意見ではないので飛ばしていただいても結構ですが、まずは全体通じまして事務局に、これまでの議論をよくまとめていただいたと思います。

し、私が述べました意見も大体カバーされ、この後ろにそれぞれ載っているかと思うますので、あまり付け加えることはないんですけれども、やはりその活用業務ですとか目的達成業務の審査というんでしょうか、の在り方について、分野によっては非常に競争が厳しくて、できるだけ早くスタートしたいとか、そういうサービスというのものもあると思うんですけれども、NTT東西に求められているのは、先ほどからありましたように、線路敷設基盤を活用してやる固定系が中心ということだと、当面の間、そんなにサービスを急ぐ必要というのは多くないのではないかと。逆に、悪い言い方をすれば、抜け駆けでNTT東西が強い、そういうインフラ基盤のバックグラウンドにしてサービスを提供すると他事業者に与える影響も多いのではないかとということを考えると、従来どおり慎重な審査をするということで、当面はいいのじゃないかなと思いました。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。その他、よろしいですか。

それでは、論点4に進みたいと思います。NTTグループに関する公正競争の確保の在り方について、御説明をお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。論点4、NTTグループに関する公正競争の確保の在り方についてでございます。映しております32ページを御覧いただければと思います。

こちら大きく柱2つでございまして、まず1つ目がNTTに対する累次の公正競争条件の在り方、2つ目が電気通信事業者のグループに関する公正競争条件の在り方でございます。

まず1つ目、累次の公正競争状況の在り方、大きく2つに分けてございます。

まず1つ目の方、公正競争条件に関する各条件の要否、内容や対象についてでございます。これに関してNTTからは、電気通信事業法の規制で対応できる条件や電気通信事業を営まないNTT持株に係る一部の条件は見直していただきたいという御意見があった一方で、構成員からは、NTT持株に係る公正競争条件も維持すべきという御意見のほか、市場環境等の変化を踏まえまして、個別に検討を行った上で必要な条件は維持・強化し、必要性が低下した条件は廃止すべきという御意見が多かったところ、各公正競争条件の要否、内容あるいはその対象についてどう考えるかというまとめにしております。

もう一つの累次の公正競争条件に関する論点が法的位置付けでございます。②のここ

ろでございますけれども、これに関してN T Tからは、法に規定されていない条件の法定化に関しまして、その必要性の有無を慎重に見極めることが必要という御意見があった一方で、構成員からは、今後必要な条件については法的に位置付けまして、その遵守状況を検証するなど、法的安定性や実効性を確保すべきという御意見が多かったこと等を踏まえまして、累次の公正競争条件の法定化や検証の在り方についてどう考えるかという論点としてございます。

以上が1つ目の柱でございます。

次、2つ目の柱の電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方についてでございます。これに関して、現在、電気通信事業法や独占禁止法の審査の対象外であるところ、構成員等からは、まず審査の必要性に関してでございますけれども、これまで公正競争の確保のためにN T Tグループ内の分離等が行われてきた経緯に鑑みれば、グループ内の組織再編について事前に審査することが必要であるという御意見があった一方で、N T T東西とN T Tドコモの統合を禁止する規定を設ければ事前審査は不要であるという御意見がありまして、さらに、事後的に検証して、必要に応じて是正する仕組みで対応していくべきという御意見がございました。

以上が審査の必要性に関してございまして、次が、仮に審査を行う場合の対象についてでございます。これに関しては、公正競争に与える影響の観点から限定すべきという御意見が多く、特にN T T持株やN T T東西等の旧分離会社に関する再編にすべきという御意見もあったところでございます。また、その対象とするグループに関しまして、N T Tに限らず市場支配的な事業者に関する再編にすべきという御意見もあったところでございます。

これらの御意見を踏まえまして、公正競争の確保の観点から、グループ内の組織再編を審査することについて、その対象を含めてどう考えるかという論点にしております。

以上、論点4につきましては、これら2つのものに関して御議論いただければと存じます。

【山内主査】 ありがとうございます。それでは、公正競争の確保の在り方ということで、累次の公正競争条件、それを必要なのか、あるいは内容、対象についてどう考えるかということですね。それから、公正競争条件を法的に位置付けるかどうかということですね。いかがでしょうかね。

ありがとうございます。それでは、西村暢史構成員から御発言願います。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。御説明ありがとうございます。取りまとめも大部にわたっておりますけれども、的確にまとめていただいたかと存じます。

1点、私からは、恐らく33枚目の論点（案）について、追加的に記述をしていただく必要があるのではないかなというコメントになります。

といいますのも、以前発言いたしましたとおり、条件を課す対象、それから条件の内容につきましては、やはり市場環境の変化など、技術面も含めてでございますが、これが事後的に生じる場合もございますので、それを柔軟に対応できるようにすると。この場では市場環境、競争環境の変化等を踏まえ個別に検討を行った上でという形で意見がありましたところ、やはり今後、条件を課す対象、それからその内容についても、市場環境の変化などに柔軟に対応できるようにすべきというこの点も、ぜひ含めて、まとめていただく必要があるのではないかなとコメントいたします。

以上でございます。

【山内主査】 高橋構成員、どうぞ。

【高橋構成員】 高橋でございます。今、西村構成員からも市場環境の変化を捉えるという話がありましたけれども、この4-1の①なんかでいくと、やっぱり市場環境の変化というのをつかまえて、今日的、現代的な必要性を逐次判断して、必要なものは法定化するということには賛同いたします。

②のところで行くと、やっぱりここも時代時代の環境に応じて見直しを行った上で必要なものを法定化するということは、その実効性だとか透明性の向上の観点からということではないかと思えます。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。その他にいらっしゃいますか。

ここは随分議論をしたところでありまして、その意味では大体皆さんの御意見も出ているかなと思いますが。他、よろしいですか。

それでは、何かあったらまた立ち返ることとして、次の論点ですね。論点5になりますけれども、電気通信事業分野におけるその他の公正競争ルール等の在り方についてあります。その他というところですね。よろしくお願いいたします。

【事務局（榎）】 事務局でございます。論点5のところでございます。こちらに関しては、前回御議論いただいた内容になってございます。

大きく3つの柱ございまして、まず1つ目、論点5-1といたしまして、ネットワー

クの開放等に関する公正競争ルールの在り方、次、2つ目のところが線路敷設基盤の開放の促進等の在り方、最後、3つ目の柱が市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方についてでございます。

まず1つ目の柱、ネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方について、大きく全てで5つございます。

まず40ページの最初から御説明を差し上げますと、まず1つ目、メタル固定電話の接続ルールの在り方についてでございます。これに関して、前回は御議論いただきましたとおり、1パラ目のところですね。NTTから、LRIC方式による接続料算定等の電話時代の規制・ルールは廃止すべきという御意見もあったところでございます。これに関して、他事業者からは、LRIC方式は引き続き固定電話の接続料算定やユニバーサルサービスの交付金の算定に利用されることから、引き続き必要という御意見もあったところでございますけれども、メタル固定電話の契約数が今後も縮小が見込まれるものの、今回の検討の射程であります2030年頃では、いまだ約730万の残存が見込まれる移行期間中であるということを踏まえまして、メタル固定電話に関する接続ルールの在り方についてどう考えるかという論点が丸の1つ目でございます。

次に2つ目、利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方についてでございます。こちら1パラ目に関しては現状、状況の変化のところでありまして、末尾のところ、卸役務の適正性等の確保が重要になっているところでございます。

こういった卸役務に関しては、これまでもガイドラインに基づく卸料金の適正性の検証ですとか、法改正によって情報提示義務の創設等を行ってきたところでございます。これに関して事業者等の皆様からは、卸に関する規律は最小限であるべきという御意見のほか、今後も規制の効果の厳格な検証が必要という御意見、接続との代替性が不十分である卸役務に関しては接続と同等水準の規制・検証が必要という御意見等があったところでございます。

こういった御意見を踏まえまして、今後の卸役務に関するルールの在り方についてどう考えるかというのが、この論点2でございます。

ページおめくりいただきまして次、3つ目、5Gにおけるネットワーク開放の在り方についてでございます。これについて、まず5G(SA)に関して複数の機能開放の類型が事業者間で協議をされているところでございます。これに関して、具体的な検討がなかなか進んでこなかったところではございますけれども、関連する国際標準化のめど

が立ったため、今後、協議の進展が期待されるという御指摘もございました。更なる機能開放に向けて、MNOは、まずMVNOから実現を希望するサービスのイメージを具体化すべきという御意見、他方、MVNOからは、MNOの情報開示が不足しているという御意見もあったことを踏まえまして、今後の5Gのネットワークの開放の在り方についてどう考えるかというのが丸の3つ目でございます。

次、④、⑤に関して、禁止行為規制でまとめてございます。

まず禁止行為規制の1つ目のところ、移動通信分野における規制の対象でございます。これに関して現在、NTTドコモのみが規制の対象となっているところ、こういった規制の対象につきまして、MNOはMVNOへの競争優位性が高いことですか、NTTドコモのシェアは低下しており大手三社間では差異がなくなっていること等から、NTTドコモに加えてKDDI、ソフトバンク等も対象とすべきという御意見があった一方で、NTTドコモはNTT東西と同じグループであるという点で事情が異なることから、他のMNOは対象とすべきでないといった様々な御意見があったことを踏まえまして、移動通信分野における禁止行為規制の対象の在り方をどう考えるかというのが禁止行為規制の1つ目でございます。

最後、禁止行為規制の2つ目に関して、規制の内容でございます。これに関して、禁止行為規制は現状、接続関連情報の目的外利用の提供の禁止ですとか、不当な優遇の禁止等々が主な内容となっております。これに関して、卸役務の利用が拡大して、その重要性が高まっているという中で、接続と同様に卸役務に関しても情報の目的外利用を禁止すべきという御意見があったことを踏まえまして、禁止行為規制の内容についてどう考えるかというものでございます。

以上が大きな柱1つ目のネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方の部分でございます。

おめくりいただきまして、次が大きな柱2つ目、線路敷設基盤の開放の促進等の在り方でございます。こちら大きく2つに分けてございます。

まず1つ目が、線路敷設基盤の開放の促進の在り方でございます。これに関して、NTTの電柱等の利用について、同等性の確保に当たって他事業者から懸念する御意見があったところ、電柱等の利用実態を明らかにした上で検証すべきという御意見がございました。こういった御意見を踏まえまして、線路敷設基盤の開放の在り方ですとか利用の同等性の確保に関する検証の必要性についてどう考えるかという問いが1つ目でご

ざいます。

次、2つ目、インフラシェアリング事業の促進の在り方についてでございます。これについて、1パラ目は現状の制度でございます、公益事業特権の御説明になってございます。

2パラ目に関してでございますけれども、近年、ネットワークの効率的な整備を図るために、インフラシェアリング事業者が電気通信事業用の鉄塔等を設置して、複数の電気通信事業者が共有するというケースが増加しているという状況を踏まえまして、インフラシェアリングを促進する観点から、当該鉄塔等が当該認定を受けた電気通信事業に使用されることを担保した上で、インフラシェアリング事業者にも公益事業特権を認めることとしてもよいのではないかという御意見があったところでございます。これについてどう考えるかというのが2つ目でございます。

以上2点が線路敷設基盤の開放の促進等の在り方の部分でございます。

最後、大きく柱3つ目のところでございます。市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方でございます。これについて、大きく3つございます。

まず1つ目が、電報事業の規律の在り方についてでございます。

1パラ目が、こちら現行制度の説明になっておりまして、2パラ目のところでございます。近年、国内、国際電報ともに大幅に利用が減少し、収支が悪化をしているということから、事業者から電報事業の規律の在り方について見直しを求める意見が出ていたところでございます。これに関して、その利用の動向や代替手段の普及等の状況、他の特定信書便事業者と同等の規制に緩和してよいのではないかという御意見が多かったことを踏まえて、電報事業の独占や許認可等の規律の扱いを含め、今後の国内電報事業・国際電報事業の規律の在り方についてどう考えるかというのが1つ目でございます。

次、2つ目、メタル固定電話の料金規制の在り方についてでございます。これに関して、PSTNのマイグレが2025年1月までに完了予定ということや、メタル回線設備が2035年頃を目途に縮退せざるを得ないとNTTから表明があったところでございます。こういった中で、NTTからは、メタル固定電話に係るプライスカップ規制について廃止すべきという御意見があった一方で、構成員等からは、料金の低廉化や適正性の確保、あるいはユニバーサルサービス等の観点からも議論が必要という御意見もあったことを踏まえまして、メタル固定電話を引き続きプライスカップ規制の対象とすることについてどう考えるかという問いが2つ目に関してでございます。

最後のところ、3つ目、ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方でございます。

1パラ目が、こちらでも現行制度の御説明になってございます。現状の電気通信事業法に関しては、「設備」の物理的な設置に着目したり、回線設備の設置の有無ですとか媒介の有無に着目した規制内容になっているということでございます。

近年、ネットワークの仮想化やクラウド化等が進展して、これによって「設備」と「機能」の分離や、物理的な接続点が存在しない形での他者設備利用の進展が想定される中で、現行の電気通信事業法の体系の在り方について、公正競争の確保やサービスの安定的な提供、利用者保護等の観点から、どう考えるかというところが最後、3つ目の論点でございます。

論点、多岐にわたっておりますが、以上、論点5に関する論点案の御説明でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。ということで、論点5は結構たくさんですが、かなり議論して、電報のところとか進んでいるところもありますし、また禁止行為規制の2ですかね。これ、さっきと同じように、あまり意見が多くは出ていなかったということでもありますので、こういうところもちょっと重点的に、皆さんから御意見をいただければと思います。いかがでしょう。どなたかいらっしゃいますか。

高橋構成員、どうぞ。

【高橋構成員】 高橋です。論点5-1と論点5-3について、ちょっとコメントとします。

まず、この論点5-1の①のところで前回、私、LRIC方式を当面使えばいいんじゃないかという発言しましたが、将来的にはメタルが縮退していくという状況を見ながら、在り方を将来的には見直すということは可能性を残しておいた方がいいのではないかと思います。

④なんですけれども、禁止行為規制ということで、前回の資料で構成員限りとして掲載されていた事業者シェアのグラフを見ると、やっぱり現時点では、まだ引き続きNTTドコモのみを禁止行為規制の適用対象とするのが妥当ではないかと思うのですが、これもやはり今後の推移を注視して、他のMNOにも広げていくのかという議論の余地は残しておいた方がいいかなと思いました。

論点5-3なんですけれども、②メタル固定電話の料金規制の在り方のところで、プ

ライスカップ規制のことが俎上に上がっていますが、これは公正競争という側面もあるんでしょうけど、基本的には、これはユニバの観点だろうと思います。これで実質的に料金の低廉性が確保されてきたという実態もあるので、これはユニバの方の議論がどうなっていくのかというのを注視していった方がいいのではないかと思います。

あとは③ネットワークの仮想化等の話のところですが、これは新しいネットワークの利用形態について、何がこれまでと変わるのかというのをはっきりさせて、明確化させて、それを踏まえて規律の在り方を検討すべきではないかと思います。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

次、相田構成員、どうぞ。

【相田構成員】 ただいまの高橋構成員の発言とかなりかぶるんですけど、メタルの固定電話、これに関しては、公正競争に大きく影響するのはやっぱり接続料、トラフィックセンシティブな部分だと思うんですけども、かなり基本料金とのバランスというんでしょうか、そういう問題もありまして、先ほどもありましたように、今ちょうどユニバーサルサービスワーキンググループの方でも並行して検討しているところなわけですけども、そちらの方で、やっぱり今メタルでやっているサービスのうち、公衆電話ですとか、あと安全・安心、安全系のサービスとか、そういうやつをどう移行していくのかというところが見えないと、なかなか議論しにくいねという話も出ておりますので、親会があった後になるかもしれませんが、少しそのユニバーサルサービスワーキンググループの方とも意見交換みたいなことをしてみるといいのかなと思います。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

次は林構成員、どうぞ。

【林構成員】 ありがとうございます。2つございます。

1つは論点1の事業法30条3項の禁止行為規制の対象の話なんですけれども、この点について、ちょっと話が広がるかもしれないんですけども、指定事業者、これが特定関係法人と合併すれば法人格が同一になるので規制を受けないという問題ですね。NTTドコモの再編のときに規制の潜脱だということで、この点がこれまでも主たる論点になってきたと承知しています。NTTドコモの再編について、競争事業者から依然として、ある種、喉に刺さった骨のように不信感みたいなものが示されてきたことは、私も

検証会議とかに出て何度も聞かされた覚えがございまして、まだ何かここら辺が喉に骨が刺さった状態になっているんじゃないかなと感じるわけです。

この場ではもちろん個別事案についてどうこうする場ではありませんので、あくまで制度論の観点から申し上げたいと思うんですけども、合併した場合に、再編した場合に、その再編後の指定事業者に対して仮に競争阻害行為があれば、それは業務改善命令によって規制することはもちろん可能ではあるんですけども、業務改善命令といっても、なかなか発動というのは、これまでなされてきたわけではありませなし、それだけでは十分ではないだろうと思います。

そういう意味からすると、グループ内再編について、もし、この規制の潜脱というのが観察されると、あるいは、されたという場合には、やはり制度として、事前にそれを何か差し止める手段というものがあつた方が望ましいのではないかなと思います。

現状、例えば企業グループ内の統合には登録の更新制度の適用がないわけですけども、企業グループ内の統合にも、この事業法上の登録の更新制度を適用するということも考えられると思いますし、あるいはグループ内での統合の場合には登録の更新制度は適用がないという立て付けを維持するにしても、例外として、公正競争に反する場合については登録の更新を拒否できると、こういった制度上の余地を残しておくということが、今後のことを考えると、適当ではないかなと思います。これが1点目です。

次は論点5-3のところですけども、市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方ということで、③のところネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方ということなんですけども、これは、ちょっとこの話を聞いたときには、このワーキングをはるかに超える話かなと思いました。といいますのも、まだネットワークの利用形態について事例も少ないですし、今後、利用形態を見極めた上で規律の在り方を検討するということがよいのではないかなと思います。

これ検討の内容も、事業の主体の捉え直しであるとか、それを踏まえた利用者保護であるとか、技術基準の策定等々、公正競争にとどまらず多岐にわたる論点ですので、これは電気通信事業全体に係る規律の整合性を確保するという必要もあると思いますので、このワーキングだけではなくて、あるいはこのワーキングを超えて、今後、時間をかけてじっくり腰を落ち着けて、また別の何かお座敷を設けるなどして検討するということがよいのではないかなと思いました。これも感想でございます。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは次、大谷構成員、どうぞ。

【大谷構成員】 大谷です。いくつも論点がある中で、論点5－2について、線路敷設基盤の開放促進ということについて意見を申し上げたいと思います。

先ほど線路敷設基盤の維持についてはN T Tの役割だということを明示すべきだという発言をしたわけなんですけれども、やはりその線路敷設基盤の公共財としての位置付けを考えますと、電柱などについて、他の事業者との間で同等性が確保されているかということは極めて重要なポイントだと思っております。まだ現状については十分に把握できていないということです。その実態把握の場というか、それをちゃんとつくって、開放促進についての必要な施策があれば、それを検討していくということが必要だと思っております。ですので、今、事務局でまとめていただいた、まず検証というところ、そのまとめの仕方については賛同するものです。

それから、今日はあまり御意見出ていないと思いますけれども、論点5－1の関係ですと、卸に関する規律ということが出ていたかと思えます。卸についての規律、ガイドライン上の厳格なルールというのが、おおむね浸透してきているというのが現状だと思っておりますけれども、そのガイドラインで必要十分といえるのかどうかということについては、やはり振り返る場をつくっていくことが必要だと思っております。今後もますます、接続ではなく、卸の重要性というのは高まってくると思いますので、あるべき姿として、規制強化という選択肢もあり得るのではないかと考えております。

それから論点5－3の電報のところについて、私が1人で、公正競争とは違う観点なんですけれども、利用者保護という観点では、やはり一定の退出規制というか、別に認可とかそういうところまでは必要ではないですけれども、ユーザに対する十分な周知などを求める制度というのは望まれると思っております。愛用者の一人として、つい一言申し上げました。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、西村真由美構成員、どうぞ。

【西村（真）構成員】 全相協の西村と申します。いろいろお話伺って、非常に全般的に難しいなと思って聞いておりました。市場環境の変化に応じていろいろ変えていかなきゃいけない話は納得しつつも、N T Tへの信頼感みたいながあるので、急激に変わっ

てしまうことも怖いなど思いながら、思いのほか自分で保守的な発想に傾いているなど思いながら聞いていました。

先ほど大谷構成員もおっしゃっていた電報については、消費者保護ルールの中でも、事業の休廃止について重要なものは特に1年前ぐらいから周知しなさいみたいな話もあるので、やはり丁寧に、変化するときは変わっていくというのが大事なのかなと。特に国営企業だったり公営企業だったりというイメージを我々まだ持っていますので、その辺りを裏切らない形に持って行っていただきたいと思います。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

それじゃ、西村暢史構成員、どうぞ。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。御説明ありがとうございます。論点多岐にわたるということは、既に構成員からの御指摘のとおりだと思います。私からは公正競争の観点から3点、申し上げられればと思っております。

まずメタル固定電話の接続ルールのLRICの維持でございますが、高橋構成員からの御指摘のとおりかと思えます。急遽LRICを廃止することは考えにくいかと思えます。また非効率の排除の考え方を接続料検討の場面から、ある時点をもって全て引き揚げるとすることも同様に考えにくいこともありますので、引き続きLRICを用いることが適当ではないかという意見でございます。

2点目でございます。論点5-1の②、それから⑤、卸役務ルールについてでございます。電気通信事業法38条の2というものが直近、この卸役務ルールを定めているものとして新たに規定されたものでございます。したがって、やはりこの検証は十分にしていかなければいけないというのがスタート地点ではないかなというのが私の認識でございます。一方で情報の目的外利用の禁止は早急に接続と同様の形で行うべきというのもあるかと思いますが、やはりここは、まずは検証という形をスタート地点にして問題の束の確認、把握をやるべきではないかなというのがコメントでございます。

最後、3点目でございます。論点5-2の①、②両方にわたりますが、公正競争の観点から線路敷設基盤の開放ルールの重要性というのは、やはり論点2においても関係いたします。したがって、やはり、まずはここも電柱を検証の対象に含めるということも当然ではございますが、そのための問題の束の把握、これを行うための検証というのをスタート地点としていただきたいと思いますというのがコメントでございます。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。その他に御発言の御希望いらっしゃいますか。これについては、おそらく構成員の方、一通り御発言いただいたかなと思っておりますけども。ありがとうございました。

それでは、先ほど、大変恐縮でございます、オブザーバの方の御発言をペンディングにしておりました。まずはソフトバンク、どうぞ御発言ください。

【ソフトバンク】 すみません。ソフトバンクの山田です。もともと発言しようとしたのは、10ページにございます論点2のところの線路敷設基盤の譲渡等にルールが必要というところにつきまして、譲渡のみならず、その処分であるとか、そういうところも含まれるべきではないかということを申し上げようと思ったんですけど、まさに林構成員からお話がございましたので、結構でございます。ありがとうございました。

【山内主査】 ありがとうございます。

KDDI、どうぞ。

【KDDI】 KDDI、山本です。NTTグループに対する規制に関しまして、スライドの論点でいうところの32ページの論点4の下段の部分でございます。構成員からも、独禁法の一般的な考え方とは別に、やはり電気通信というところについては個別のルールが必要ではないかという御指摘があったところでございます。これは当然、特に電気通信の中でも、やはりNTTグループというのは特別でございまして、1社体制だったものを公正競争上の観点から組織を分けたという経緯があります。ですから、同じグループ内であっても、公正競争上分けたものを再び統合する、あるいは資本的に結合するということが公正競争に影響を与えるのは当然でございますので、しっかりとした規律、ルールが必要というところでございます。

とりわけ88年のNTTデータ、92年のNTTドコモ、これは分離したわけでございますが、先ほど構成員から市場の環境の変化をしっかりと見るべきであるという御指摘がございました。そのとおりでございまして、当時と比べて、このNTTデータの位置付けがどうなのか、NTTドコモが当時に比べて影響がどうなのか、この辺りをしっかり検証する必要があると考えております。

特にNTTドコモはNTT持株の100%子会社にまた戻ってしまったというところを踏まえたときに、これはNTT東西とNTTドコモだけの話ではなくて、当然これはNTT東西とNTTデータ、あるいはそのNTTデータとNTTドコモという、この分離

した者同士が一緒になって本当に問題ないのかどうか、この辺りはしっかりと、事後ではなくて事前に検証する、これに対する規律をしっかりと法的に制度的に担保するということは、これは独禁法に委ねることなく、電気通信事業法あるいはNTT法できっちりと措置するべきであると考えております。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。その他、いらっしゃいますか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

今日は、論点整理の案について論点1から5まで御発言いただきながら御議論させていただきました。随分いろんな御意見いただきましたけれども、全体としては、皆さんの描いているものがだんだんまとまってきていると私自身は感じております。

それで、今日の議論はこれということなのですが、いろいろ追加的な意見もいただきましたので、その内容を事務局で追加していただいて、それで我々の本ワーキンググループの論点整理としてまとめたいと思いますが、その際について、大変恐縮でございますが、私に御一任いただけますでしょうかね。

(「異議なし」の声あり)

【山内主査】 ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただいて、この論点整理については、これ親会が通信政策特別委員会ということになりますけれども、私からその特別委員会に一度、報告をしたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、事務局から今後の予定について御説明いただきます。

【事務局（田中）】 次回会合の日時、議題等については別途御連絡させていただきます。ありがとうございました。

【山内主査】 どうもありがとうございました。それでは閉会とさせていただきますけれども、本当に御熱心に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

以上